

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：松浦建設株式会社（法人番号1021001033176）
業者の住所：神奈川県小田原市新屋82-1
2. 指名停止措置期間：令和8年1月21日から令和8年4月20日（3か月）
3. 指名停止措置の範囲：神奈川県、山梨県及び静岡県
4. 事 実 概 要：
上記有資格業者の元代表取締役及び元営業部長は、神奈川県小田原市発注の下水道工事などにおいて、同市環境部長へ便宜を図ってもらった見返りを渡したとして、令和7年9月24日、横浜地検から贈賄の罪で起訴された。
5. 指名停止措置理由：
上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第3号ア（贈賄）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

指名停止措置要領付表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3 次のア、イ、又はウに掲げる者が対象区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	3月以上9月以内
イ 一般役員等	2月以上6月以内
ウ 使用人	1月以上3月以内